「2025 年度における環境調査の結果等について【長野県】」に対する助言

1　全般

(1) 工事の実施に当たっては、環境影響評価のベスト追求型の視点に立ち、環境基準等を満足するにとどまることなく、現況環境を可能な限り悪化させないよう、引き続き工事による影響を回避又は最大限低減すること。

(2) 事業の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果並びに環境保全措置の実施状況等については、可能な限り具体的な記載に努め、その内容を積極的に公表すること。また、事後調査及びモニタリングは、事業が環境に及ぼす影響や環境保全措置の効果を検証し、工事中及び供用後の環境管理を適切に行うために実施するものであることを踏まえ、環境影響評価法に基づく事業完了時の報告書を待つことなく、「2025 年度における環境調査の結果等について【長野県】」（以下「報告書」という。）には、調査結果に加え、環境影響評価書及び関連工事における影響検討の結果並びに過年度の調査結果との比較を行った上で、影響の有無及び程度並びに追加の環境保全措置の要否をその判断根拠も含めて記載すること。

(3) 本事業による環境への影響を早期に把握できるよう、工事箇所の状況に応じて調査地点、頻度を適切に設定し、十分かつ継続的な調査を行うこと。また、環境への影響が生じた又はそのおそれが認められる場合には、関係市町村等に速やかに情報提供を行うとともに、原因を究明し、対策を講じること。

(4) 居住地域に近接した場所でトンネル掘削工事を行う場合には、発破による振動や、個人井戸、湧水等を利用した生活用水及び農業用水への影響の有無及び程度について、地域住民への丁寧な説明を行うとともに、必要な調査を実施し、住民生活への影響の回避又は低減に努めること。

2　大気質

工事用車両の運行ルート沿線では、車両通行に伴う粉じんの飛散により家屋等への影響が生じている箇所もあることから、引き続き散水等の防じん対策を実施するとともに、住民からの意見等を踏まえ、必要な対策を講じること。

3　水資源

(1) 地下水位、湧水量及び地表水の流量の調査結果については、工事による影響を適切に評価するため、一定期間で区切らず調査開始時からの経年変化が分かるように工夫すること。また、減水傾向などが見られた箇所については、調査地点とトンネル切羽の位置関係を併せて図示するなど、トンネル掘削による影響の有無及び程度を分かりやすく報告書に記載すること。

(2) 水位低下が見られた井戸については、帯水層及び難透水層の連続性を踏まえ、被圧地下水における水圧低下の影響範囲が把握できるよう整理するとともに、観測頻度を高める等により地下水位の挙動を詳細に把握すること。また、水位の低下あるいは上昇など周辺井戸の地下水位の挙動が、観測地点により相互に異なることについては、個々の観測地点の水位変化が、流域地下水の動きを反映した結果であるということを念頭に、自由地下水及び被圧地下水を区別した上で、地質構造との関係を整理し、工事による影響の有無や程度を含めて考察すること。

(3) 地表水の流量や湧水量については、降水量に対する応答状況をトンネル掘削前後で比較できるよう整理するとともに、水量の減少がトンネル掘削による影響でないと判断した場合には、その根拠を分かりやすく説明すること。なお、流水が確認できなくなった観測地点等の状況については、関係市町村に情報提供を行うこと。

(4) トンネルからの湧水量は、掘削による影響を把握する上で重要な情報であることから、湧水量を適切に把握できる測定手法について検討し、その結果を正確に記録し公表すること。また、トンネル掘削延長と湧水量の関係が分かるよう、データやグラフ等を用いて分かりやすく図示すること。

(5) 地下水等の調査地点へのアクセスルートの通行止めや機器故障等による欠測が生じた場合には、関係機関との調整や設備の補修等により速やかな復旧に努め、年間を通じて連続したデータが取得できるよう、観測体制の維持管理を徹底すること。

4　土壌汚染

土壌溶出量基準値を超過した発生土又は酸性化可能性に係る参考値を下回った発生土については、その都度関係行政機関へ報告することに加え、住民理解の促進及び環境影響評価の実効性の確保の観点から、各工区における発生量及び発生頻度を、基準値超過等の項目ごとに月別の状況が把握できるよう整理し、報告書に具体的に記載すること。

5　地形・地質

調査の過程で得られた地質構造等の知見は、事業の全体像及び環境影響を理解する上で重要な情報であることから、当該知見を踏まえ、トンネル掘削による地下水位や湧水量等の挙動を含む環境への影響について、その要因及びメカニズムを論理的に説明できるよう整理すること。

６　動物、植物

(1) 希少猛禽類の繁殖状況については、工事による影響の有無を判断するため、繁殖に至らなかった時期や経緯を整理し、工事の実施状況との関係について適切に考察すること。また、調査結果を十分に活用し、繁殖に至らなかった時期やその要因に応じた環境保全措置を検討・実施するとともに、その効果を継続的に検証すること。

(2) コマツナギの移植個体について、生育状況が良好であった個体が半数に満たないことから、生育不良の要因を分析するとともに、その要因が生育良好な個体にも及ぶ可能性がないか検証し、必要に応じて対策を講じること。